

「都市計画の見直し候補区間（日暮里・谷中地区）」の見直し方針

東京都と特別区は、平成 16 年 3 月に策定した「区部における都市計画道路の整備方針」（以下、「方針」という。）において、都市計画道路の必要性の検証を行い、日暮里・谷中地区の補助線街路第 92 号線、178 号線、188 号線を、「都市計画の見直し候補区間」として選定しました。

方針において、「日暮里・谷中地区は、江戸以来の道筋、寺社、町屋や塀など数多くの伝統的建造物が残り、寺社地を中心とした緑と歴史が融合した街並みを形成し、地域住民や来街者に歴史的な風情とうるおいを与えており、これらを生かした「まちづくり」への取組・検討が必要」としています。

また、検討に際しては、この地域に計画している環状第 3 号線、補助線街路第 95 号線について「道路整備の実現に向けて検討を行う」こととしています。

この方針に基づき、都と関係 3 区（文京区、台東区、荒川区）において、地元の見解等も参考に、まちづくりと整合のとれた「都市計画道路の見直し」の検討を行ってきました。

このたび、これまでの検討を踏まえ、見直し候補区間について都市計画の見直し方針を以下のとおり決定しました。

○ 見直し方針

- ・ 見直し候補区間の全区間廃止（別紙参照）

○ 基本的な考え方

- ・ 「区部における都市計画道路の整備方針（平成 16 年 3 月）」における都市計画道路の「必要性の検証」において、必要性の評価項目のいずれにも該当しない。
- ・ 歴史的・文化的資産と貴重な緑が存在する地域の特性を踏まえたうえで、地域における「交通」、「安全」、「防災」の観点から検討した結果も、都市計画道路の必要性が低い。

○ 今後の進め方

- ・ 見直し方針を前提とした地域におけるまちづくりの状況を踏まえ、見直し候補区間を廃止する都市計画変更手続きを行う。
- ・ 手続きに向け、概ね 2 年程度を目安として調整を進める。
- ・ 環状第 3 号線と補助線街路第 95 号線については、整備の実現に向け、地形や土地利用等を考慮し、必要とされる道路機能を発揮する整備形態の検討を引き続き行う。

(別紙)

[対象区間] ○補助線街路第 92 号線

- ・区 間：環状第 4 号線～補助第 184 号線
- ・延 長：約 2,520m
- ・幅 員：22m、20m、15m

○補助線街路第 178 号線

- ・区 間：補助第 94 号線～補助第 92 号線
- ・延 長：約 570m
- ・幅 員：15m

○補助線街路第 188 号線

- ・区 間：補助第 92 号線～JR 日暮里駅付近
- ・延 長：約 460m
- ・幅 員：15m、6m

